

# 住宅

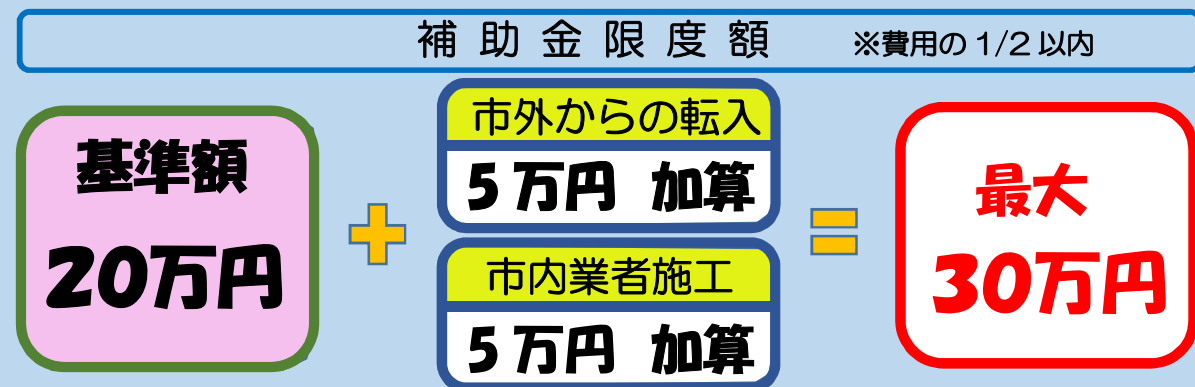


## 補助金・支援制度

### 三世代同居・近居住宅補助金

平成30年4月1日以後に、新たに「三世代で同居・近居」するための住宅の購入・工事（新築・増築・改築・修繕）費用の一部を補助します。

※「近居」とは、直線距離で2km以内に居住することをいいます。  
 ※マンションも対象となります。



### 住宅耐震診断・改修補助金

既存の木造一戸建て住宅の「耐震診断」・「耐震改修」費用の一部を補助します。

※昭和56年5月31日以前に着工され、階数が2階以下のものが対象となります。  
 ※住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満の兼用住宅も対象となります。  
 ※耐震改修の補助は、耐震診断により一定の基準を満たしていないと判定されたものが対象となります。



◇申請・問合せ先◇ 東松山市役所 住宅建築課（分室2階）



☎ 0493-23-2221（内線591）

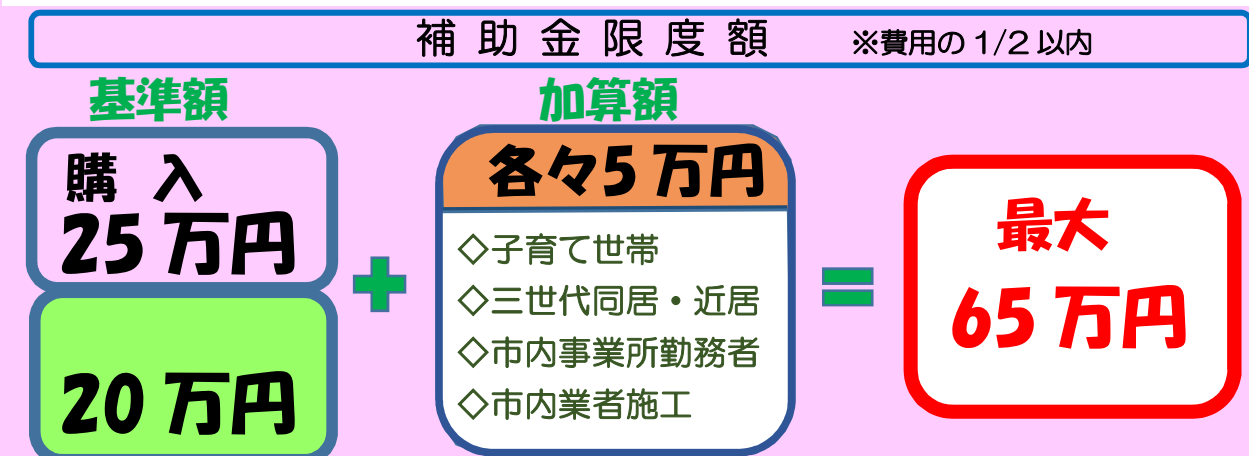
東松山市ホームページ：<http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp>

※申請書類は、市のホームページからダウンロードすることもできます。

### 移住促進空き家利活用補助金

「市外から東松山市に転入する方が居住する」ための「空き家」の購入・リフォーム工事費用の一部を補助します。

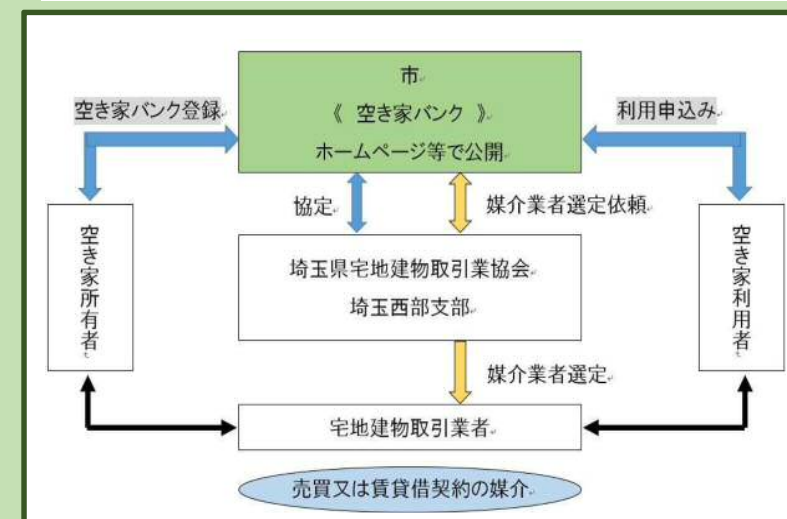
※「東松山市空き家バンク」に登録している一戸建て住宅が対象となります。  
 （住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満の兼用住宅も対象となります。）  
 ※昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすものが対象となります。



### 空き家バンク

登録無料

空き家バンクとは、空き家の売却・賃貸を希望する方に空き家情報を登録してもらい、市がホームページ等で情報を公開することで、空き家の購入・賃借を希望する方とのマッチングを支援する制度です。



※媒介に係る費用が発生した場合は、直接、宅建物取引業者にお支払ください。  
 市は「交渉」や「契約」に直接関与しません。

